平成２８年（フ）第２６号
長野県上田市住吉218番地３
債務者　菅原　正道
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第６９号
長野県安曇野市堀金烏川5461番地７　ノースアルプスＢ102
債務者　沢村　揚子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２５号
岐阜県美濃加茂市太田町843番地１　東校グリーンハイツ204号
債務者　山田　賢吾
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第５５９号
愛知県津島市藤浪町２丁目１番地２　津島団地４棟403号
債務者　牧野　　章
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市網干区高田285番地３
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市網干区余子浜82番地
債務者　熊野　有紀
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５６号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の２　加古川野口鉄筋７―402号
債務者　池田　加奈
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８８号
奈良県桜井市大字三輪119番地の１　Ｂ101
債務者　福田　由美（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９４号
奈良県生駒郡平群町大字若井302番地の５
債務者　和氣　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９６号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―301
債務者　松尾　貞子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　徳吉団地Ｒ３―２号
債務者　**石**尾百合子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８号
鳥取県日野郡江府町大字貝田499番地
債務者　車　　勉憲
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第９７号
広島市中区東平塚町１番９―505号
債務者　椎木　弘恵
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８０号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜３丁目４番39―２号
債務者　高垣　昭史
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜３丁目４番39―２号
債務者　高垣　　桃
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６号
広島市安芸区矢野西７丁目21番30―５号
債務者　木村　勝人
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７号
広島市安芸区矢野西７丁目21番30―５号
債務者　木村美由貴
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部